

おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録制度実施要領

大阪自動車環境対策推進会議

(目的)

第1条 この要領は、大阪自動車環境対策推進会議において実施する「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」において、自ら環境に配慮した自動車利用に取り組むものとして宣言する事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 事業活動に伴う自動車利用に関して、公共交通機関利用の推進、エコカー使用等の推進、エコドライブの推進等といった環境に配慮した自動車利用を事業者自ら率先して取り組む旨を宣言することで、事業者が自らの取り組みを促進し、大阪府域の環境保全対策及び地球温暖化対策の推進を図るものとする。

(定義)

第3条 この要領においてエコカーとは、低公害車及び超低燃費車（平成 22 年度燃費基準+25% 達成車又は平成 27 年度燃費基準達成車）をいう。

2 エコドライブとは、おだやかな発進や定速走行など環境にやさしく燃費の良い運転方法をいう。

(宣言及び登録)

第4条 推進会議は、本要領第2条の趣旨に賛同し宣言を行う大阪府内に車を使用する拠点を有する事業者を、おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者（以下「宣言事業者」という。）として登録するものとする。

(登録方法等)

第5条 宣言を行い、登録を受けようとする事業者は、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録申請書」（様式第1号）を第8条（登録制度の事務局）に規定する事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。

2 事務局は、申請内容が適切であることを確認した場合は、宣言事業者として登録し、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録証」（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(氏名等の変更及び抹消)

第6条 宣言事業者は、登録証の交付後、所在地、電話番号又は氏名若しくは名称に変更が生じた場合、事務局に「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録変更届出書」（様式第3号。以下「変更届」という。）を提出するものとする。

2 宣言事業者は、登録の抹消を依頼する場合、事務局に「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録抹消届出書」（様式第4号。以下「抹消届」という。）を提出するものとする。

3 宣言事業者が倒産又は事業継続が困難と判断される場合等には、登録を抹消することができるものとする。

(ホームページへの掲載)

第7条 事務局は、宣言事業者の名称等を事務局のホームページに掲載するものとする。

2 事務局は、抹消届の提出があった場合、当該宣言事業者に関する情報をホームページから削除するものとする。

(登録制度の事務局)

第8条 おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録制度の事務局は、大阪府環境農林水産部環

境管理室環境保全課、大阪市環境局環境管理部環境管理課及び堺市環境局環境保全部環境対策課とする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者

登 録 証

登録番号 00000号

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 様

あなたは、おおさか交通エコチャレンジ
宣言事業者として登録していることを
証します

年 月 日

大阪自動車環境対策推進会議

議長 〇〇 〇〇

様式第3号（第6条第1項関係）

おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録変更届出書

年 月 日

大阪自動車環境対策推進会議事務局 様

申請者 所在地
電話番号
氏名

〔 法人にあつては
名称及び代表者の氏名 〕

以下の内容について、変更したので届出をします。

変更事項	氏名・所在地・電話番号
変更前	
変更後	
変更年月日	

※ 該当する変更事項全てに「○」をつけて、変更内容を記載してください。

おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録抹消届出書

年 月 日

大阪自動車環境対策推進会議事務局 様

申請者 所在地
電話番号
氏名

〔 法人にあっては
名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで提出した申請について、登録の抹消をお願いいたします。

事業者の名称	
登録抹消の理由	
登録番号	